

SAGA2024基山町実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024基山町実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、SAGA2024において、基山町で開催される競技会（以下「競技会」という。）に関し、必要な準備及び運営を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱及び任命する。

- (1) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (2) 基山町を代表する者
- (3) 基山町議会を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 6名
- (3) 監事 2名

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、基山町長をもって充てる。

2 副会長は佐賀県議会議員、基山町議会議員、基山町体育協会会長、基山町商工会会長、基山町副町長、基山町教育委員会教育長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。

3 監事は、佐賀県農業協同組合基山支所長及び基山町会計管理者をもって充て、本会の会計を監査する。

(任期等)

第7条 委員の任期は、委嘱及び任命されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第8条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 専門委員会

(総会)

第9条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 専門委員会の設置及び専門委員会への委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第10条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会の、専門委員長は、専門委員の中から選任し、総会から委任された事項について調査、審議し、その結果を総会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は会長が別に定める。

4 専門委員の任期等については、第7条の規定を準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第11条 会長は総会を招集するいとまがないとき、又は総会の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により、専決処分したときは、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第12条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第13条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第14条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第16条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、基山町に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和3年12月21日から施行する。